

令和4年度第6回 山梨地方最低賃金審議 本審 議事録

1 日 時： 令和5年3月15日（水）午前10時58分～午前11時20分

2 場 所： K K R 甲府ニュー芙蓉

3 出席者： 公益代表：石垣委員、伊藤委員、今井委員、岡松委員、反田委員
労働者代表：小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表：一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、山岸委員、依田委員
事務局：生方労働局長、太田良監督課長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 令和5年度最低賃金改正等の推進について
- (2) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (3) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (4) その他

5 審議会内容

(監督課長)

定刻より若干早いですけれども、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。

私は、労働基準部監督課長の太田良と申します。

労働基準部長と賃金室長におきましては、ともに、身内に不幸が重なりまして、本日もどうしても欠席させていただかざるを得ない状況となったために、労働基準部の筆頭課長で、前任の賃金室長でありました私が、急きょ代役をすることとなりました。

至らない点もあるかと思いますが、本日はどうぞよろしくお願ひします。

ただいまから、令和4年度第6回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、WEB会議システムを併用しておりまして、労働者側、佐々木委員はオンラインで出席いただいております。

全委員の皆様に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしておりますので、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

続きまして、本日はWEB会議システムを併用させていただいておりますので、留意事項を説明させていただきます。

まず、原則として、開催中は、カメラはオン、マイクはミュートとさせていただきます。

御発言の際には、「手を挙げるボタン」をクリックしていただき、会長から指名を受けるまで発言をお待ちください。

会長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除して御発言ください。

発言終了後はマイクをミュートに戻し、再度、手を挙げるボタンを押して挙手の状態を解除してください。

通信の状況等により音声での御発言が難しい場合には、チャットで御発言内容をお送りください。

説明は以上となります。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の議事進行につきまして、反田会長よろしくお願いいたします。

【 令和5年度最低賃金改正等の推進について 】

(反田会長)

それでは、よろしく申し上げます。

早速議事に入ります。

議事(1)の「令和5年度 最低賃金改正等の推進について」についてでございます。

この点について、事務局から説明をお願いします。

(監督課長)

着座にて失礼いたします。

議事(1)に関して、2点説明いたします。

この2点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会においても、協議していただいた事項となります。

まず、1点目は、「令和5年度最低賃金改正等の推進について」の案でございます。

審議資料の1ページ目を御覧ください。

こちらが令和5年度の案になります。

令和4年度版から、特に修正、追加はございません。

本案を令和5年度版として御承認いただきたく存じます。

なお、本案につきましては、運営小委員会におきまして、原案どおりでよろしいとの御意見をいただいたところでございます。

次に、2点目としまして、資料はございませんが、令和5年度の地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取の方法についてです。

コロナ禍に入る前の令和元年度までは、地域別最賃を御審議いただく山梨県最低賃金専門部会において事業場を実際に訪問し、労使から意見聴取をする形式を採ってまいり

たが、令和2年度から本年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの観点から、事務局が事業場を訪問して意見聴取を行い、その結果を取りまとめまして、審議会において報告するという形式を採りました。

令和5年度の実施方法につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、感染症法の位置づけが5類に引き下げられることに伴う感染防止対策などの対応の変化などにもよるかと思いますので、本年度と同様に、令和5年度のしかるべき時期になりましたら、会長に御判断いただきたいと考えております。

御判断をいただく時期につきましては、事業場視察を行う場合の準備期間もごさいますので、来年度の最低賃金審議の日程調整をさせていただく前、5月頃になるかと思いますが、その時の新型コロナウイルス感染症の感染状況や求められる感染防止対策の内容などを見ながら、労働者側、使用者側の委員の御意見もお伺いした上で、事務局から会長に御相談させていただきたいと考えております。

なお、運営小委員会におきましては、「会長一任でよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のあった2点については原案どおりということにしたいと思います。

【特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について】

(反田会長)

続きまして、議事(2)の「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(監督課長)

資料の5ページと7ページを御覧ください。

5 ページは、電機連合山梨地方協議会の議長から山梨労働局長あての、山梨県電気機械器具等製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明、7 ページは、基幹労連山梨県センターの委員長ほかから山梨労働局長あての、山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明となります。

それぞれ本年2月24日に提出されております。

なお、これらの特定最低賃金2業種につきましては、この意向表明のとおり、本年7月に申出がなされましたら、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正の必要性について御審議いただくこととなります。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 山梨県労働組合総連合からの要請について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事(3)「山梨県労働組合総連合」からの要請についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(監督課長)

資料の9ページを御覧ください。

2月27日に、山梨県労働組合総連合から、山梨労働局長と山梨地方最低賃金審議会会長あてになされた要請文の写しになります。

内容としましては、山梨県の最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること、審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること、山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること、全国一律最低賃金制度を実現するよう、国に働きかけること、最低賃金の引き上げを保障するため、中小・零細企業への支援策を充実するよう、国に働きかけること、の5項目となっております。

これらにつきましては、審議会として、特に回答等を求められてはませんが、会長

及び労働局長あての要請となっていますことから、要請があったことにつきまして御承知おきをお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 その他 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、(4)「その他」につきまして、各側、何かございますか。

(一之瀬委員)

意見というか要望があります。

昨年の特定最賃につきましては、自動車は労使一致ということで、全会一致で決着しましたが、電気に関しては、差の2円が詰められずに、全会一致に至らなかった経緯があります。

特定最賃につきましては、原則全会一致を目指して、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

労使の主張が大きく乖離している場合は、公益側の調整機能を働かせていただかなければならないと思いますが、昨年については双方歩み寄りがみられる中、残念な結果であったと思っております。

新しい年度の審議にあたっては、極力全会一致を目指して、取り組んでいただくようお願いいたします。

以上です。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま御意見いただきましたけれども、これについて何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、そういう要望があったということを承っておきます。

そのほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からは何かありますか。

(監督課長)

令和4年度の審議状況と令和5年度の日程などについて説明したいと思います。

資料の11ページを御覧ください。

こちらは、これまでの審議会の資料でも用意した表になりますが、最低賃金がすべて決定しましたので、今年度の金額等の結果を反映させたものとなります。

次に13ページを御覧ください。

こちらは、今年度の地域別最低賃金と特定最低賃金に係る審議会の開催状況を取りまとめた表となります。

続きまして、15ページ、17ページ、19ページは、地域別最低賃金、電気の特最低賃金及び輸送用機械の特最低賃金の全国における改定状況を取りまとめた表となります。

ただいま説明した資料につきましては、今後の御参考にしていただければと存じます。

続きまして、来年度の日程につきまして、説明いたします。

審議会資料とは別に、A4版1枚で6月からの3か月のカレンダーを用意しておりますので御覧いただければと思います。

こちらは、本日、来年度の日程のスケジュール感を説明させていただくにあたってのみ使用させていただく趣旨で作成した参考資料となります。

毎年、山梨県最低賃金の審議日程につきましては、10月1日発効を想定した日程で調整を行っておりますので、この資料でも本年10月1日発効を想定した場合で作成しています。

まず、黄色の四角で表示したのが、中央最低賃金審議会の動きとなります。

例年と同様の日程であれば、まず、6月下旬に中央最賃審での諮問が行われます。

そして、中央最賃審での目安額の答申が、昨年は遅れて8月2日となりましたが、例年どおりであれば、7月末頃に行われることとなります。

次に、山梨の日程のイメージが、緑色の四角の表示になります。

まず、7月ですが、7月上旬に、第1回目の本審が入ります。

緑色の四角は、日程に幅がありますが、この期間のうちいずれか1日が開催日となります。

続いて、山梨県最低賃金の専門部会ですが、この資料では7月に第1回、第2回の2回を想定していますが、第1回が会議室での審議、第2回が事業場視察を行う場合を想定して書いてございます。

次に8月ですが、10月1日発効となる答申日は、令和5年の場合、8月7日となりますので、8月7日が第3回本審の開催日となります。

7月末頃の中央最賃審での目安答申からこの日までの間に、山梨で目安伝達をさせていただき第2回本審、第2回本審と同日開催する第3回専門部会、翌日以降に、第4回、第5回の専門部会の開催となります。

その後、8月7日の答申日から異議申出期間の15日間が経過した8月23日の午前中が異議審となる第4回本審となります。

また、特定最低賃金の審議として、お盆の期間が終わりました、8月17日から第4回本審開催の前日となる8月22日までの間で、特定最低賃金検討委員会を1回開催したいと考えております。

実際の日程調整の時期につきましては、5月下旬頃を予定しております。

その時期に、どの程度中央最賃審の予定などが分かっているかも含めまして、実際の日程を調整させていただくこととなりますけれども、委員の皆様におかれましては、日程の確保につきまして、御配慮賜りますようお願い申し上げます。

本年度の審議状況と来年度の日程につきましては、以上でございます。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

どうもありがとうございました。

議事は無事終了いたしました。

本日は、本年度最後の審議会となりますので、ここで労働局長から御挨拶をいただき

たいと思います。

よろしく申し上げます。

(労働局長)

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、当審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様のおかげをもちまして、令和4年度に予定しておりました審議を滞りなく終えることができました。

この1年を振り返ってみますと、本年度は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、また、エネルギー価格や物価の上昇など、雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議となり、委員の皆様には大変な御苦勞をお掛けいたしました。

そのような中、皆様の真摯な御議論をいただき、地域別最低賃金、特定最低賃金、それぞれの改定額につきまして、昨年以内に発効することができました。

委員の皆様にあらためて感謝申し上げます。

事務局といたしましては、令和5年度におきましても、皆様方に円滑に審議を進めていただけますよう、審議会の運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

この1年どうもありがとうございました。

(反田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますので、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本年度1年間、各側の委員の皆様方には、非常に厳しい環境の中で真摯な御議論いただきましてありがとうございました。

おかげ様で、ただいま局長からお話がありましたように、無事に最低賃金を決めることができました。

公益委員といたしましては、調整能力に、もっと努力するべき点を感じておりまして、多少反省の感もありますけれども、また、今後とも、努力いたしますので、御協力を引き続きお願いしたいと思います。

今年度は、無事に最後の本審を迎えることができました。

各委員の皆様方の御協力に感謝申し上げます。

また、事務局には、毎回、資料の作成と会場の設定その他御協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第6回山梨地方最低賃金審議会を終了いたします。
なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いいたします。
お疲れさまでした。